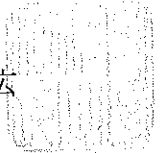


令和2年(2020年)7月8日付け札幌市告示第3814号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和2年(2020年)7月16日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第3814号別表の工事番号「20(土)第0142号」工事名「社会資本整備総合交付金事業 3・4・5 4宮の森・北24条通仮称北24条大橋(上部工)新設工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

## 電子入札

0	調達案件番号	2002014211	
1	工事（業務）番号	20（土）第 0142 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	社会資本整備総合交付金事業 3・4・5 4 宮の森・北 2 4 条通仮称北 2 4 条大橋（上部工）新設工事
		工期（履行期間）	着手の日から令和3年03月25日まで
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順 1 位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和2年08月26日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和2年08月03日（08時00分～20時00分） 令和2年08月04日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和2年08月05日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	建）土木部街路工事担当課
		電話番号	011-211-2623

## 1. 工期設定について

工期：令和2年(2020年)8月31日から令和3年(2021年)3月25日まで

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	0.7

## 2. 建設リサイクル法に関することについて

当工事の請負代金額が500万円以上の場合、建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律が適用され、契約書に解体費用等の明記及び内容協議等の手続きが必要となるので留意すること。

## 3. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び対象の場合の実施詳細については、別途監督員の指示による。

## 4. 安全対策（現場委員会）について

工事施工にあたり、安全管理を図る目的で発注者及び受注者相互に協力し、「工事安全管理現場委員会」（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には必ず工事安全管理現場委員会組織図を添付すること。

(現場委員会における必須事項)

現場委員会は、次の事項を検討し改善を図る。

- 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
- 工事着手時は特に下記の事項に留意して工事の安全対策を行う。
  - (イ) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
  - (ロ) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
  - (ハ) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
  - (ニ) 工事現場内外に搬出する車輛等による災害防止対策
  - (ホ) 土砂等の崩壊事故の防止対策
  - (ヘ) 仮設構造物の安全確認
  - (ト) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
  - (チ) 架空線又は高圧線の保全の確認
  - (リ) 緊急事態発生時の体制と対策
- 工事期間中において、上記事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
- 安全パトロールにおいて、「指導」と評価された場合は、改善策について会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
- その他必要事項においては、それぞれの現場で検討する。

**1. 工期設定について**

工期：令和2年(2020年)8月24日から令和3年(2021年)3月25日まで

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	0.7

**2. 建設リサイクル法に関することについて**

当工事の請負代金額が500万円以上の場合、建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律が適用され、契約書に解体費用等の明記及び内容協議等の手続きが必要となるので留意すること。

**3. 中間技術検査について**

中間技術検査の実施の有無及び対象の場合の実施詳細については、別途監督員の指示による。

**4. 安全対策（現場委員会）について**

工事施工にあたり、安全管理を図る目的で発注者及び受注者相互に協力し、「工事安全管理現場委員会」（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には必ず工事安全管理現場委員会組織図を添付すること。

(現場委員会における必須事項)

現場委員会は、次の事項を検討し改善を図る。

- 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
- 工事着手時は特に下記の事項に留意して工事の安全対策を行う。
  - (イ) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
  - (ロ) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
  - (ハ) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
  - (ニ) 工事現場内外に搬出する車輛等による災害防止対策
  - (ホ) 土砂等の崩壊事故の防止対策
  - (ヘ) 仮設構造物の安全確認
  - (ト) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
  - (チ) 架空線又は高圧線の保全の確認
  - (リ) 緊急事態発生時の体制と対策
- 工事期間中において、上記事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
- 安全パトロールにおいて、「指導」と評価された場合は、改善策について会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
- その他必要事項においては、それぞれの現場で検討する。

## 17. 各支障物件について

本工事区間の支障物件は下表のとおりである。

請負者は、各支障物件関係者と連絡及び協議を十分に行うこと。

支障物件	管理者	企業者との協議	備考
北電鉄塔(送電線)	北電	協議済	施工により鉄塔変位が生じる恐れがあれば別途協議すること

この他、現場で新たに確認した支障物件については、監督員へ報告し対応すること。

## 18. 地下掘削工事届

「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、掘削面積1000m<sup>2</sup>以上又は体積1000m<sup>3</sup>以上となる場合は、掘削工事に伴う届出・地下水ゆう出量の報告を行うこと。届出先及び詳細な内容等についての問い合わせは、環境局環境都市推進部環境対策課水質係となっている。なお、現地でのボーリング調査等の結果から、明らかに地下水のゆう出がないと認められる場合は、監督員と協議の上省略することができる。

## 19. 積算に使用している追加単価等について

本工事に係る工事費の積算にあたり、積算に使用された追加単価（札幌市で公表されている資材単価と月刊の「建設物価」（財団法人建設物価調査会発刊）及び「積算資料」（財団法人経済調査会発刊）に掲載されている単価以外）については、次のとおり閲覧できます。

○公表の方法

1. 公表場所：資材単価コーナー（札幌市役所本庁舎8階 土木部工事課）
2. 公表方法：閲覧用ファイル（土木部所管土木工事追加単価及び歩掛綴）

（注意事項）

使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではありません。また、単価表名称欄・規格欄等にある下記の意味は、次のとおりである。

- ・実勢価格調査単価：令和2年度 実勢価格調査単価
- ・建設機械等損料表：**平成30年度版** 建設機械等損料表 北海道補正版
- ・積算資料：積算資料2020年6月号単価
- ・建設物価：建設物価2020年6月号単価
- ・橋梁架設工事の積算：橋梁架設工事の積算 令和元年度版
- ・開発局単価：令和02年度 北海道開発局 6月単価

## 20. 施工時間帯について

本工事の施工時間については、9時～17時としている。本工事箇所は住居地域に隣接しているため、騒音防止・事故対策に努めることとし、その対策について監督員と協議し、施工計画書に明記すること。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

## 17. 各支障物件について

本工事区間の支障物件は下表のとおりである。

請負者は、各支障物件関係者と連絡及び協議を十分に行うこと。

支障物件	管理者	企業者との協議	備考
北電鉄塔(送電線)	北電	協議済	施工により鉄塔変位が生じる恐れがあれば別途協議すること

この他、現場で新たに確認した支障物件については、監督員へ報告し対応すること。

## 18. 地下掘削工事届

「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、掘削面積1000m<sup>2</sup>以上又は体積1000m<sup>3</sup>以上となる場合は、掘削工事に伴う届出・地下水ゆう出量の報告を行うこと。届出先及び詳細な内容等についての問い合わせは、環境局環境都市推進部環境対策課水質係となっている。なお、現地でのボーリング調査等の結果から、明らかに地下水のゆう出がないと認められる場合は、監督員と協議の上省略することができる。

## 19. 積算に使用している追加単価等について

本工事に係る工事費の積算にあたり、積算に使用された追加単価（札幌市で公表されている資材単価と月刊の「建設物価」（財団法人建設物価調査会発刊）及び「積算資料」（財団法人経済調査会発刊）に掲載されている単価以外）については、次のとおり閲覧できます。

○公表の方法

1. 公表場所：資材単価コーナー（札幌市役所本庁舎8階 土木部工事課）
2. 公表方法：閲覧用ファイル（土木部所管土木工事追加単価及び歩掛綴）

（注意事項）

使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではありません。また、単価表名称欄・規格欄等にある下記の意味は、次のとおりである。

- ・実勢価格調査単価：令和2年度 実勢価格調査単価
- ・建設機械等損料表 **令和2年度版** 建設機械等損料表 北海道補正版
- ・積算資料：積算資料2020年6月号単価
- ・建設物価：建設物価2020年6月号単価
- ・橋梁架設工事の積算：橋梁架設工事の積算 令和元年度版
- ・開発局単価：令和02年度 北海道開発局 6月単価

## 20. 施工時間帯について

本工事の施工時間については、9時～17時としている。本工事箇所は住居地域に隣接しているため、騒音防止・事故対策に努めることとし、その対策について監督員と協議し、施工計画書に明記すること。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。